

長崎県建設リサイクルガイドライン

平成16年4月

長 崎 県

目 次

1. 目 的	1
2. 対象事業	1
3. 実施事項	1

別添及び様式等

別添 1	リサイクル計画書（概略設計・予備設計）
別添 2	リサイクル計画書（詳細設計）
別添 3	リサイクル計画書（積算段階）
別添 4	リサイクル阻害要因説明書（当初・変更）
別添 5	再利用計画書
様式 1	再生資源利用計画書（実施書）
様式 2	再生資源利用促進計画書（実施書）
様式 3	再資源化等報告書
様式 4	通知書
	別紙（契約書添付様式）

< 参考 >

別紙 1	ガイドラインフロー図
別紙 2	建設副産物処理チェックリスト

1. 目的

「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）に定める実施計画の取り組み及び目標達成のためには、建設工事の設計・計画段階から実施の各段階においてリサイクル計画を検討・チェックすることにより、資源循環等に対する公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインは、リサイクル計画書及び阻害要因説明書の作成、建設副産物実態調査の実施など、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における具体的な実施事項を取りまとめたものである。

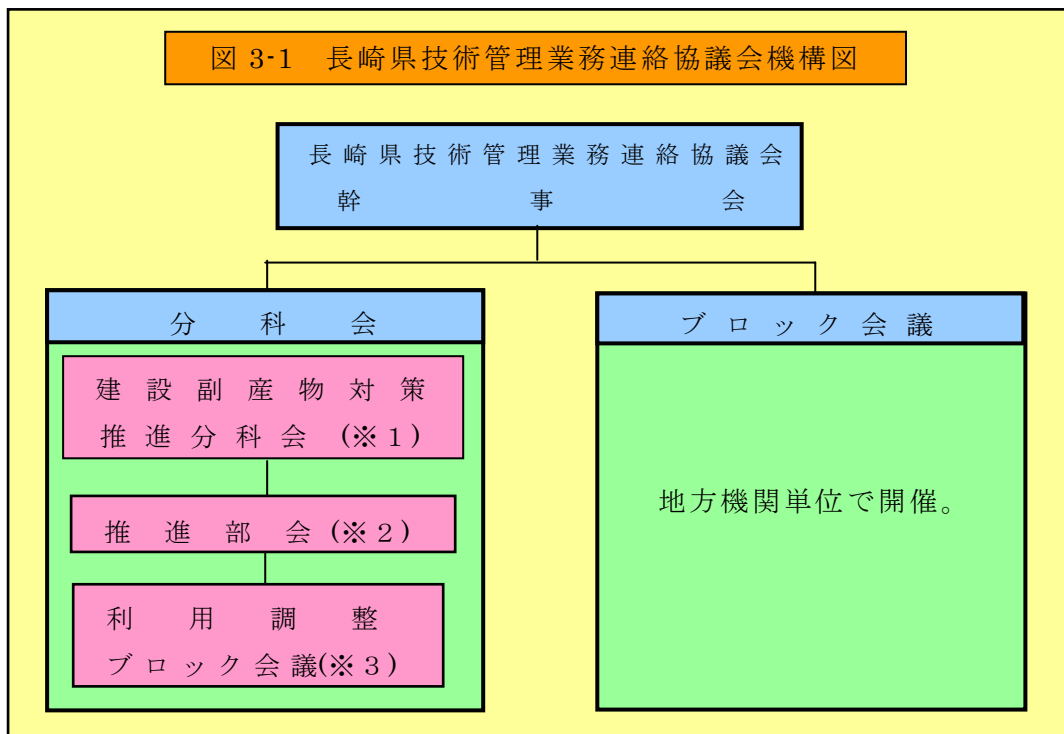
2. 対象事業

長崎県が行う建設工事等(受託事業を含む)を対象とする。

3. 実施事項

(1) 体制の整備

目的の達成に向けた対象工事を実施する本庁・出先機関（以下「各機関」という。）は、資源循環等に積極的に取り組むため、「長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会」（以下、「推進部会」という。）及び「長崎県建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議」（以下、「利用調整ブロック会議」という。）を設置し、建設副産物の発生・利用等に関する情報の収集・提供、調整を行う体制を整備する（図3-1）。



- ※1 建設副産物対策推進分科会
建設工事の円滑な推進を図るため、建設副産物の情報の収集提供、利用・活用調整、その他必要な協議調整を行うことを目的とし、民間も含めた調整等を行う。
- ※2 推進部会
建設副産物対策推進分科会と同様の目的で、公共工事における協議調整を行う。
- ※3 利用調整ブロック会議
建設副産物対策推進分科会と同様の目的で、県内の各土木事務所等单位で開催する。

(2) 適用時期

本ガイドラインにおいて定める、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書等の作成に関する適用開始時期は（表3-1）のとおりとする。

表 3-1 適用される工事

作成様式名	適用工事	備 考
リサイクル計画書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	工事の設計に係るすべての委託業務を対象とする。（※1）
リサイクル阻害要因説明書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	同上。（※1）
再利用計画書	平成 16 年 7 月 1 日以降に起工した委託業務	同上。（※1）
再生資源利用計画書（実施書）		計画書：請負金額が 250 万円以上の工事。 実施書：最終請負金額が 100 万円以上の工事。
再生資源利用促進計画書（実施書）		同上。
再資源化等報告書	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	表 3-2 に記載している規模以上の工事、かつ表 3-3 に記載している特定建設資材廃棄物の再資源化を行う工事。
通知書	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	表 3-2 に記載している規模以上の工事、かつ表 3-3 に記載している特定建設資材廃棄物を搬出または表 3-4 に記載している特定建設資材を使用する工事。
別紙	平成 14 年 5 月 30 日以降に契約した工事	同上。

※1 リサイクル計画書、リサイクル阻害要因説明書及び再利用計画書の作成は、委託を行わない場合には設計を行った担当者が作成する。

表 3-2 対象建設工事規模基準

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体	延べ床面積 80 m ² 以上
建築物の新築・増築	延べ床面積 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円以上

表 3-3 特定建設資材廃棄物

特定建設資材廃棄物	詳 細
コンクリート	コンクリート塊
アスファルト	アスファルト・コンクリート塊
木材製品 ※注 1	建設発生木材

※注 1 木材製品について

工事に伴う伐採材、伐木材、除根材は特定建設資材廃棄物には該当しない。

表 3-4 特定建設資材

特 定 建 設 資 材	詳 細
コンクリート ※注 1	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、PCコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄及びコンクリートからなる建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、PCコンクリート二次製品、鉄筋鉄骨コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート ※注 2	アスファルト混合物
木材 ※注 3	木材製品

※注 1 コンクリートについて

モルタル・セメントペーストは、特定建設資材に該当しない。

※注 2 アスファルト・コンクリートについて

防水工等に用いられるブローンアスファルト、ストレートアスファルトは特定建設資材に該当しない。

※注 3 木材について

植樹工に用いる樹木や植生工に用いる種子、草本類は特定建設資材に該当しない。

(3) 建設リサイクルに関する様式等の取りまとめ

各機関は、リサイクル状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

1) リサイクル計画書の作成（別添1、別添2、別添3）

① 目的

建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化等の方針・実施状況等を把握する。

② 作成時期及び作成者

a 設計業務（概略設計、予備設計）委託の実施時点

- ・ 業務成果として、設計者（設計業務の受注者）がリサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞を作成する。
- ・ 概略設計、予備設計委託時に作成するリサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞については、工事実施時におけるリサイクル計画の基本方針を定めるものとし、それ以降の設計・積算・施工に反映させる。

b 設計業務（詳細設計、実施設計）委託の実施時点

- ・ 業務成果として、設計者（設計業務の受注者）がリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞を作成する。
- ・ 詳細設計、実施設計委託時に作成するリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞については、積算に反映されるよう具体的に数値を記すものとする。
- ・ 発注者は、リサイクル計画書（概略設計・予備設計）＜別添1＞において決定した基本方針が、リサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞に反映されているか確認を行う。

c 設計・積算の実施時点

- ・ 各機関の当該工事担当者は、設計業務（詳細設計、実施設計）委託時に作成されたリサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞について、積算内容と相違点がないか確認し、相違点がある場合にはリサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞を作成する。
- ・ 相違点がない場合にはリサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞は作成しない。

2) リサイクル阻害要因説明書の作成（別添4）

① 目的

設計業務（詳細設計、実施設計）委託の発注時に、リサイクル計画書（詳細設計・実施設計）＜別添2＞の「再生資源利用率」、「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」（以下「リサイクル率」という。）が、アクションプログラムに定める目標値に達しない場合、その原因を把握することを目的として作成する。

② 作成時期及び作成者

a 設計業務（詳細設計、実施設計）委託の実施時点（当初）

業務成果として設計者（設計業務の受注者）が、アクションプログラムに定めるリサイクル率に達しない場合、その原因を把握し作成する。

b 工事施工段階における作成（変更）

工事施工時のリサイクル率が、**積算時点のリサイクル率と比較して10%以上**下がった場合には、工事施工段階において担当者が再度作成する。

3) 再利用計画書の作成（別添5）

① 目的

設計業務（詳細設計、実施設計）委託の発注時に、建設副産物を再利用する場合、その利用方法等について状況を把握するために作成する。

② 作成時期及び作成者

設計業務（詳細設計、実施設計）の受注者が、建設副産物を再利用する場合に再利用する場合に作成する。

4) 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の作成（様式1、様式2）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握することを目的として作成する。

- ・ 建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書（実施書）
- ・ 建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書（実施書）

② 作成時期及び作成者

a 特記仕様書（各機関）

各機関は、直接工事を請け負った建設工事事業者（以下、「元請業者」という。）に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び再生資源利用〔促進〕実施書（完成時）による報告を特記仕様書により指示する。

b 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

請負業者は、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず、工事着手時・完成時に様式1及び様式2を作成し、電子データとともに提出する。

実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

5) 再資源化等報告書の作成(様式3)

① 目的

特定建設資材廃棄物を搬出した場合、再資源化等が適正に実施されたか確認を行うことを目的として元請負業者より発注者へ報告を行う。

② 作成時期及び作成者

建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したとき、対象建設工場の元請業者が作成し発注者に対して報告を行う。

6) 通知書の作成(様式4)

① 目的

建設リサイクル法第11条に基づき、建設廃棄物の適正な分別解体等を実施するために作成する。

② 作成時期及び作成者

対象建設工場の発注者は、工事に着手する日の7日前までに、分別解体等の計画等について都道府県知事又は建設リサイクル法施行令で定められた市町村に届け出なければならない。

7) 別紙の作成

① 目的

建設廃棄物の分別解体等については、発注者と元請業者、元請業者と下請業者との間等それぞれの段階で分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する費用が適正に支払われなければならない。

このため、特定建設資材廃棄物の適正処理を目的として別紙を作成し、契約書に添付する。

② 作成時期及び作成者

a 起工時

工場の発注者は、特定建設資材廃棄物の分別解体等に係る①解体費用、②再資源化等費用、③解体方法、④施設名称・所在地を別紙に記載し、契約書に添付する。

b 変更契約時

特定建設資材廃棄物の分別解体等の内容に変更が生じた場合、工事の発注者は変更した内容に応じて別紙を作成する。

(4) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

各機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整等を行う。

1) 設計業務の実施時点

① 概略、予備設計実施時点

リサイクル計画書を基に、リサイクルの基本方針について検討を行う。

② 詳細、実施設計実施時点

- ・リサイクル計画書を基に、発生抑制、再利用及び再資源化をより一層徹底するための検討を行う。
- ・リサイクル率が目標値に達しない場合は、リサイクル阻害要因説明書を作成し、目標値の達成に向けた検討・調整を行う。
- ・再利用計画書を基に、建設副産物の再利用に関する検討を行う。
- ・建設発生土等の工事間流用が可能なものについては、「利用調整ブロック会議」及び「推進部会」を開催し、他機関も含めた利用調整を図る。
- ・発生抑制、再利用の促進に資する工法の検討を行う。
- ・リサイクル材を利用した工法の検討を行う。

2) 設計・積算の実施時点

- ・詳細、実施設計実施時に作成したリサイクル計画書で定めた基本方針に基づき、施工実施に見合ったリサイクル計画書の作成を行う。
- ・リサイクル計画書の内容を、設計・積算に反映させる。
- ・発生抑制、再利用の促進に資する工法の検討を行う。
- ・リサイクル材を利用した工法の検討を行う。
- ・再利用可能な建設発生土等については、自ら利用又は工事間利用による再利用を促進するため、「利用調整ブロック会議」及び「推進部会」において他の建設工事発注機関も含めた利用の調整を図る。

3) 工事着手前

工事発注者は、建設リサイクル法第11条に基づき、対象建設工事について、工事着手前に通知書（様式4）を管轄機関に提出する。

4) 工事施工段階

工事施工時のリサイクル率が、積算段階のリサイクル率と比較して10%以上下がった場合には、工事施工段階においてリサイクル阻害要因説明書を作成し、再度達成に向けた検討・調整を行う。

5) 工事完了時点

建設資材の利用、建設副産物の発生の有無に関わらず、各機関は請負業者から提出される再生資源利用[促進]実施書をチェックし取りまとめる。

6) リサイクル実施状況の報告

各機関は、再生資源利用[促進]実施書の実施状況のほか、リサイクル阻害要因説明書等を取りまとめるうえ、四半期毎に電子データにより提出する。(提出先：土木部技術情報室技術基準班)

なお、提出する様式関係は(表3-5)のとおりである。

表 3-5 報告が必要な様式関係と対象工事

報告様式	報告対象工事
リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)及び (積算段階)	リサイクル阻害要因説明書を提出する必要があるとき。
リサイクル阻害要因説明書	積算当初段階において、アクションプログラムに定める建設副産物の「リサイクル率」目標値に達しない場合、または変更段階の「リサイクル率」が積算段階のリサイクル率と比較して10%以上下がった場合。
再利用計画書	建設副産物の再利用を行った場合。 (搬出元は提出しない)
再生資源利用実施書	最終請負金額が100万円以上の工事。
再生資源利用促進実施書	最終請負金額が100万円以上の工事。

7) 報告結果のとりまとめ

- 各出先機関から報告された結果に基づき、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会(仮称)」において再生資源利用率、再資源化率等及びリサイクル阻害要因等について評価を行い、目標の達成度及び次年度以降の目標値の見直し等を行う。

別 添 及 び 様 式 等

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

1. 事業（工事）概要

発注機関名	事業（工事）名
事業（工事）施工場所	事業（工事）着手予定時期
事業（工事）概要等	

2. 建設資材利用計画

建設資材	使用の有無	再生材の利用について	備考
砕石	有・無		
アスファルト混合物	有・無		

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生の有無	現場内での再利用について	他工事での流用について	再資源化施設への搬入について
建設発生土	有・無			
コンクリート塊	有・無			
アスファルト・コンクリート塊	有・無			
木くず	有・無			
建設汚泥	有・無			
取り壊し建物	有・無			

リサイクル設計画書（概略設計・予備設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

1. 事業（工事）概要

発注機関名	土木部 技術情報室	事業（工事）名	〇〇〇〇事業
事業（工事）施工場所	長崎県 長崎市 江戸町 地内	事業（工事）着手予定時期	平成15年10月
事業（工事）概要等	道路工、法面保護工		

2. 建設資材利用計画

建設資材	使用の有無	再生材の利用について	備考
砕石	有・無	砕石については、すべて再生材を使用する。	基礎砕石に使用。
アスファルト混合物	有・無	舗装工には再生アスファルトを使用する。	舗装工に使用。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生の有無	現場内での再利用について	他工事での流用について	再資源化施設への搬入について
建設発生土	有・無	道路工の切土による発生土については、現場内で道路工の盛土及び擁壁裏の埋め戻しにすべて利用する。	発生土については自工区内ですべて利用するため、他工事での流用はない。	なし。
コンクリート塊	有・無	既設擁壁の取り壊しによって発生するコンクリート塊については、移動式破砕機を用いて30cm以下に破砕し、盛土材として利用する。	なし。	なし。
アスファルト・コンクリート塊	有・無	現場内での再利用は考慮していない。	なし。	道路舗装工の破砕によって発生するコンクリート・アスファルト塊については、すべて再資源化施設へ搬出し処理する。
木くず	有・無	工事現場の伐採によって発生する木くずについては、現場内でチップ処理を行い、法面吹付工の材料として利用する。	法面吹付工材料の余剰分については、隣接する工事の吹付材料として利用する。	なし。
建設汚泥	有・無	現場内での再利用は考慮していない。	なし。	現場で発生する建設汚泥については、すべて再資源化施設へ搬出する。
取り壊し建物	有・無			

リサイクル計画書（詳細設計）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

1. 設計概要

発注機関名	委託託名
履行場所	工事着手予定時期
設計概要等	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生资源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 再資源化率等 (⑨)/(⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
第1種建設発生土	地山m3	地山m3			地山m3	%	
第2種建設発生土	地山m3	地山m3			地山m3	%	
第3種建設発生土	地山m3	地山m3			地山m3	%	
第4種建設発生土	地山m3	地山m3			地山m3	%	
泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3			地山m3	%	
合	地山m3	地山m3			地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン		トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン		トン	%	
建設発生木材	m3	m3	m3		m3	%	
建設汚泥	トン	トン	トン		トン	%	
取り壊し建物	件						

※ 建設発生土の区分（既存資材から判断するものとする。）

①第1種建設発生土 … 砂、礫及びびこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土 … 砂質土、礫質土及びびこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土 … 通常の施工性が確保される粘性土及びびこれらに準ずるもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開・除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土 … 粘性土及びびこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土） … 浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

リサイクル計画書（積算段階）

業務成果として設計業務の受注者が作成し、報告書に添付する。

1. 設計概要

発注機関名	委託名
履行場所	工事着手予定時期
設計概要等	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用可能量	③ 再生材利用可能量	④ 新材利用可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	%	
砕	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※ 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用可能量	⑧ 他工事への搬出可能量	⑨ 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 再資源化率等 (⑨)/(⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
第1種建設発生土	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
第2種建設発生土	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
第3種建設発生土	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
第4種建設発生土	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
泥土（浚渫土）	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
合計	地山m3	地山m3		-	地山m3	%	
コンクリート塊	トン	トン		トン	-	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン		トン	-	%	
建設発生木材	m3	m3		m3	-	%	
建設汚泥	トン	トン		トン	-	%	
取り壊し建物	件	-		-	-	-	

※ 建設発生土の区分（既存資材から判断するものとする。）

- ① 第1種建設発生土 … 砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ② 第2種建設発生土 … 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③ 第3種建設発生土 … 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④ 第4種建設発生土 … 粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤ 泥土（浚渫土） … 浚渫土のうち概ねqc2以下のもの。

※ 建設発生木材の中には、伐開・除根材及び剪定材を含む。

※ 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※ 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

記入例

リサイクル阻害要因説明書 (当初・変更)

目標値に達しない場合に作成し、設計書に添付

別添4

発注機関名	〇〇土木事務所	工 事 名	〇〇〇〇工事
施 工 場 所	〇〇市〇〇町〇〇地内	工 期	
工 事 概 要			

I. 建設資材利用計画・実績 (再生資源利用率)

[]内: 目標値、()内: 達成値	土 砂	※ 砕 石	※ アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値を達成できない理由	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)
再生材の供給場所がない		○	○
再生材の規格が使用に適合しない	○		
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

II. 建設副産物搬出計画・実績 (「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」)

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内: 目標値、()内: 達成値	建設発生土 (再資源化率)	コンクリート塊 (再資源化率)	アスファルト・コンクリート塊 (再資源化率)
目標値を達成できない理由	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)
他に再利用できる現場がない	○		
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			○
有害物質が混入している		○	
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内：目標値、()内：達成値	建設汚泥 (再資源化・縮減率)	建設発生木材 (再資源化率)	建設発生木材 (再資源化・縮減率)
目標値を達成できない理由	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)	[〇〇%] (〇〇%)
他に再利用できる現場がない			○
再利用できる現場の要求する規格に適合しない	○		
有害物質が混入している			
再資源化施設がない		○	
その他（下の括弧内に記入）			

その他

()

注1) 当初における「再生資源利用率」及び「再資源化率」、「再資源化・縮減率」の目標値は、「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」において定める目標値とする。

注2) 当初における達成値は、リサイクル計画書（積算段階）＜別添3＞の⑤再生資源利用率、⑩再資源化率等（「再資源化率」及び「再資源化・縮減率」）と同値になることとする。

注3) 変更時における目標値は、積算時における達成値（「再生資源利用率」及び「再資源化率」、「再資源化・縮減率」）とする。

注4) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的理由を記述する。

再 利 用 計 画 書

再 利 用 先	機 関 名	機 関 名
	担 当 課	担 当 課
	担 当 者 名	担 当 者 名
	工 事 名	工 事 名
	再 利 用 場 所 所 在	搬 出 場 所 所 在
再 利 用 する 建 設 副 産 物	判 断 根 拠	要 領 基 準 ・ 保 健 所 協 議 ・ 技 術 情 報 室 そ の 他 ()
再 利 用 用 途	溶 出 試 験	有 (試 験 物 質 数 :) ・ 無
再 利 用 資 材 の 利 用 目 的	再 利 用 資 材 の 利 用 方 法	
再 利 用 資 材 の 形 状 ・ 品 質 管 理 計 画		

記入例

別添5

再 利 用 計 画 書

再 利 用 先	機 関 名 〇〇土木事務所	機 関 名 ××土木事務所
	担 当 課 〇〇〇〇課	担 当 課 △△△△課
	担 当 者 名 〇〇 〇〇〇	担 当 者 名 〇〇 〇〇〇
	工 事 名 ××地区 △△△△工事	工 事 名 △△△地区 〇〇〇〇工事
	再利用場所所在 〇〇市 △△町	搬出場所所在 ×××郡 〇〇〇町 △△地内
再利用する建設副産物	建設汚泥	判 断 根 拠 要領基準・保健所協議・技術情報室 その他 ()
再利用用途	盛土材	溶 出 試 験 有 (試験物質数 :) ・ 無
再利用資材の利用目的	本工事で施工する堤防工事において盛土材が必要となるため、 ×××郡〇〇〇町△△地内にて施工する△△△地区〇〇〇〇工事で 発生する建設汚泥を盛土材として利用する。	再利用資材の利用方法 搬出元である、×××郡〇〇〇町△△地内の△△△地区〇〇〇〇 工事において、発生する建設汚泥を脱水処理し、処理後に脱水ケー キを運搬して利用する。
再利用資材の形状・品質管理計画	<p>コンン指数400KN/m²以上の第3種処理土で、かつ建設副産物実施要領に定める「汚泥の再利用認定に係る金属等の基準」を満たすことを確認して使用する。</p> <p>なお、上記を満たさない場合には盛土材としての使用を行わない。</p>	

他工区利用を行う場合、搬出元を記載する。

使用する副産物の形状・規格及び品質管理基準等について記載する。

様式2

再生資源利用促進計画書(実施書) ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要

表面に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

コード*14(コード*13で17内陸処分場)を選択した場合はのみ記入)

建設副産物の種類	現場内利用・減量			現場外搬出について				再生資源利用促進率 (%) ②/(③+⑤) ①	
	①発生量 (細則等) =②+③+④	現場内利用		搬出先名称 3ヶ所まで記入で済みます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらか〇を付けて下さい。	施工条件の 内容 コード*12	搬出先 受入地の 用途 コード *14		④現場外搬出量 うち現場内 改良分
		②利用量 うち現場内 改良分	③減量 減量法 コード*11						
特定建設副産物の性状	①発生量	②利用量	③減量	搬出先名称	区分	施工条件	搬出先	現場外搬出量	再生資源利用促進率
コンクリート塊	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
建設発生木材 (木材が廃棄物になつたもの)	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
建設発生木材 (伐木材、製材材など)	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
建設発生泥	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
建設発生廃棄物	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
金属くず	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
プラスチック	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
紙くず	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
76ホト (飛散性)	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
その他の分別された廃棄物	ト	ト	ト	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		ト	ト	%
第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%
第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%
第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%
第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%
液状土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1 搬出先2 搬出先3	公共 民間		地山m ³	地山m ³	%

コード*14(コード*13で17内陸処分場)を選択した場合はのみ記入)

1. 山形県環境部建設課 2. 処分場の選定 3. 搬出先の選定 4. 各処理場 5. 搬出先 6. その他

様式 3

再生資源化等報告書

平成 年 月 日

発注者

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号) - 電話番号 -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事名称

2. 工事の場所

3. 再資源等が完了した年月日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※ 資源有効利用促進に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

記入例

様式 2

再生資源化等報告書

発注者 _____ 様 _____ 月 _____ 日
発注担当部局の長を記入する。
〇〇局建設部長
〇〇事務所長

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)
(郵便番号) - 電話番号 -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1. 工事名称
2. 工事の場所
3. 再資源等が完了した年月日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

Table with 3 columns: 特定建設資材廃棄物の種類, 施設の名称, 所在地. Includes entries for concrete and crushed stone with callouts for contract details and cost reporting.

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※ 資源有効利用促進に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

通 知 書

平成 年 月 日

知事・市長 様

(工事発注者) 発注者職 氏名 _____
住 所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名				
	担当職氏名				
	電話番号	— —	(内線)		
工事の内容	工事の名称				
	工事の場所	長崎県	市・郡	町・村	
	工事の概要	工事の種類	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ()注1		
		工事の規模			
		建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
		建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²
	建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途	階数	請負代金 円(税込)	
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	注2請負代金		円(税込)		
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日		
	工事着手予定日	平成 年 月 日			
請負者	会社名		現場代理人氏名		
	所在地	〒			
	電話番号	— —	(内線)	FAX	

※ 受付番号 _____

注 1 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例 舗装、築堤、土地改良等)

注 2 当該工事の請負額とする。

記入例

作成例

提出先により知事・市長を判断し記入する。

通 知 書

平成 年 月 日

発注担当部局の長を記入する。
〇〇局建設部長
〇〇事務所長

長崎県知事 金子 原二郎 知事・市長 様

(工事発注者) 発注者職 氏名
住 所

〇〇局・支庁〇〇部・事務所長 〇〇 〇〇
〇〇市 〇〇町 〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	〇〇局・支庁・事務所 〇〇部・課					
	担当職氏名	〇〇 〇〇					
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇			(内線 〇〇〇〇)		
工事の内容	工事の名称						
	工事の場所	長崎県	市・郡	町・村			
	工事の概要	工事の種類	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (舗 装) 注1			対象建設工事で主たる工事区分(レベル1)を記入する。	
		工事の規模	建築物に係る解体工事	用途	階数	工事対象床面積 m ²	
		建築物に係る新築又は増築の工事	用途	階数	工事	対象建設工事の請負契約額を記入する。 m ²	
		建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途	階数	請負代金	円(税込)	
		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	注2請負代金			円(税込)	
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 工事着手予定日 平成 年 月 日						
請負者	会社名			現場代理人氏名			
	所在地	〒					
	電話番号	- - (内線)		FAX			

※ 受付番号

注 1 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例 舗装、築堤、土地改良等)

注 2 対象建設工事の請負額とする。

記入例

(別紙)

廃材等の種類	解体工事に 要する費用	再資源化等に 要する費用	分別解体 等の方法	再資源化等をする施設の名称及び所在地	
				施設名	所在地
コンクリート	6,350,000	1,878,000	機械併用	〇〇砕石工業	〇〇郡〇〇町〇〇

解体費用(直接工事費)を記入し提出すること。

処理費と運搬費(直接工事費)の合計額を記入し提出すること。

人力・機械併用該当する方を記入すること

工事間流用の場合
自工区流用(破碎機使用等)
他工区流用(破碎機使用等)

工事間流用の場合
工事場所を記入する。

< 参 考 >

事業の流れ	発注者	受注者	関係法令等	備考
<p>概略・予備 基本設計 業務委託</p>	<p>特記仕様書にリサイクル計画書の作成を指示</p> <p>検討・調整</p>	<p>別添1 リサイクル計画書の作成・修正 (注1)</p>	<p>平成11年11月15日付 11技第181号にて通達。</p>	
<p>詳細・実施 設計 業務委託</p>	<p>特記仕様書にリサイクル計画書等の作成を指示</p> <p>検討・調整</p>	<p>別添2・4・5 リサイクル計画書・リサイクル阻害要因説明書・再利用計画書の作成・修正 (注2・3・4)</p>	<p>平成11年11月15日付 11技第181号にて通達。</p>	
<p>積算</p>	<p>工事計画の立案</p> <p>リサイクル計画書の見直しが必要か (注5)</p> <p>Yes → 別添3 リサイクル計画書の修正</p> <p>No → リサイクル率が目標値に達するか? (注6)</p> <p>No → 別添4 リサイクル阻害要因説明書の作成(当初) (注3)</p> <p>Yes → 設計書の作成</p> <p>特記仕様書に明示</p>		<p>建設リサイクル法第6条 … 分別解体等及び再資源化に要する費用の適正な負担について … 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努める</p>	
<p>発注 (契約)</p>	<p>入札</p> <p>※該当工事について作成。 契約書「別紙」の作成 (注7)</p> <p>契約</p> <p>※該当工事について作成。 様式4 通知書の作成・提出 (注8)</p> <p>着工</p>		<p>建設リサイクル法第13条 … 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項</p> <p>建設リサイクル法第10条、第11条 … 第9条の対象建設工事に該当する工事の発注者の届出義務</p>	
<p>施工</p>	<p>チェック</p> <p>工事施工時のリサイクル率が積算段階のリサイクル率と比較して-10%以内 (注10)</p> <p>No → 別添4 リサイクル阻害要因説明書の作成(変更)</p>	<p>様式1.2 施工計画書の作成 ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・建設副産物処理委託 ・社内管理体制 ・建設副産物処理フロー図 (注9)</p>	<p>建設リサイクル法第12条 … 対象建設工事の届出に係る事項の説明等</p>	
<p>完了</p>		<p>様式1.2.3 施工完了報告書の提出 ・再生資源化等報告書 ・再生資源利用実施書 ・再生資源利用促進実施書 ・マニフェスト ・処理フロー図</p>	<p>建設リサイクル法第18条 … 発注者への再資源化等完了報告の義務</p>	
<p>取りまとめ</p>	<p>チェックおよび取りまとめ</p> <p>報告(出先機関)</p> <p>取りまとめ(本庁)</p>			

注 意 事 項

- (注1) リサイクル計画書(概略・予備・基本設計)については、当該工事における建設リサイクルに関する指針を定めることを目的とし、対象となる一連の工事の共通目標となる。
- (注2) リサイクル計画書(詳細・実施設計)については、当該工事において使用する新材・再生材量および建設副産物の再利用・搬出量について把握するものとし、リサイクル率の目標値を達成するよう努めるものとする。
- (注3) 各年度毎に定める、再生資源利用率、再資源化率の目標値を達成できない場合には、リサイクル阻害要因説明書にその理由を記入することとする。
- (注4) 当該工事において、現場で発生する建設副産物を自工区または他工区で再利用する場合には、再利用計画書に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
- (注5) 設計段階前の工事立案時において、リサイクル計画書(詳細・実施設計)と当該工事の設計数量に差異が生じた場合(工区分けを行った場合など)には、各工事ごとにリサイクル計画書の見直し・修正を行うものとする。
- (注6) 目標値とは、アクションプログラムによって定めた年度毎の全体目標値のことをいう。
- (注7) 当該工事において建設副産物が発生する場合には、契約書に添付する「別紙」に廃棄物の種類、解体費用、再資源化費用、分別解体等の方法、処理施設等必要事項を記入のうえ提出すること。
- (注8) 建設リサイクル法第9条に該当する工事(①建築物の解体:80㎡以上、②建築物の新築・増築:500㎡以上、③建築物の修繕・模様替<リフォーム等>:1億円以上、④その他の工作物に関する工事<土木工事等>:500万円以上)である場合、工事の内容等必要事項を記入のうえ、工事に着手する7日前までに管内窓口へ提出すること。
- (注9) 建設リサイクル法第12条において、対象建設工事請負者は第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項について説明を行う必要があるが、これを施工計画書の提出により行えるものとする。
- (注10) 積算段階のリサイクル率とは、アクションプログラムで定めているリサイクルの目標値ではなく、あくまで設計時に算出されたリサイクル率のことを指す。

建設副産物処理チェックリスト

※チェックの順序（下記のとおりチェックを行うものとする。）

- (1) □□ … 監督職員 → 主任監督員
 (2) □□□□ … 監督職員 → 主任監督員 → (総括監督員) → 検査職員

～ 全体の流れ～

作業の流れ	チェック項目	監督職員	主任監督員	総括監督員	検査職員
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #FFB6C1; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">概略・予備 ・基本設計</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書の作成 (概略設計・予備設計)</div> <p>発注時 (1) 特記仕様書 1) 特記仕様書に計画書の作成が明示されているか。 <注1></p> <p>成果品提出時 (2) リサイクル計画書 (別添1) 1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 <注2></p>	□	□	□	□
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #FFB6C1; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">詳細・実施 設計</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書 (詳細設計) ・リサイクル阻害要因説明書 ・再利用計画書の作成</div> <p>発注時 (1) 特記仕様書 1) 特記仕様書に計画書等の作成が明示されているか。 <注1></p> <p>成果品提出時 (1) リサイクル計画書 (別添2) 1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 <注3> (2) リサイクル阻害要因説明書 (別添4) 1) 目標を達成しているか <注4> (3) 再利用計画書 (別添5) 1) 適切に再利用方法が検討されているか。 <注5></p>	□	□	□	□
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #FFB6C1; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">積算</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">リサイクル計画書の見直し・ 作成 (積算段階)</div> <p>詳細・実施設計時に作成したリサイクル計画書の見直しが必要な場合に作成する。(別添3) 1) 建設副産物の発生抑制・再利用・再資源化が検討されているか。 <注6></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">リサイクル阻害要因説明書の 作成 (詳細設計)</div> <p>※計画書を見直し、かつリサイクル率が目標値に達しない場合に作成 (別添4) 1) 目標値を達成できない理由が適切であるか。 2) 再利用・再資源化の再検討ができないか。 <注4></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">設計書作成 (当初)</div> <p>(1) 特記仕様書に建設副産物の処分場所が明示されているか。 (2) リサイクル計画書の数量が反映されているか。 (運搬費・処分費が計上されているか)</p>	□	□	□	□
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #FFB6C1; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">発注・契約</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">契約書(別紙)の作成</div> <p>(1) 契約書に添付される「別紙」が適切に記載されているか。 <注7></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #90EE90; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">通知書の作成・提出</div> <p>(1) 通知書を提出する必要があるか。(様式4) (2) 工事着工前までに提出したか。 <注8></p>	□	□	□	□

注 意 事 項

- (注1) 設計委託の特記仕様書に、リサイクル計画書(概略・予備・基本設計または詳細・実施設計)の作成および提出を明示すること。
- (注2) リサイクル計画書(概略・予備基本設計)に、当該工事におけるリサイクルの基本方針が明記されているか、内容が適当であるか確認すること。
- (注3) リサイクル計画書(詳細・実施設計)において、当該工事で使用する新材・再生材量および建設副産物の再利用・搬出量が適切に計画されているか。また、リサイクル率が目標値を達成できるものであるか確認すること。
- (注4) アクションプログラムによって定めた年度毎の全体目標値上記目標値を達成できない場合、リサイクル阻害 要因説明書にその理由を記入しているか確認すること。
- (注5) 当該工事において、現場で発生する建設副産物を自工区または他工区で再利用する場合には、再利用計画書に必要事項を記入のうえ提出しているか確認すること。
- (注6) 設計段階前の工事立案時において、リサイクル計画書(詳細・実施設計)と当該工事の設計数量に差異が生じていないか。
(工区分けを行った場合など)
差異が生じる場合には、再度リサイクル計画書の見直し・修正を行うものとする。(この場合においても、(注3)と同様の事項について注意する。)
- (注7) 当該工事において建設副産物が発生する場合、契約書に添付する「別紙」に廃棄物の種類、解体費用、再資源化費用、分別解体等の方法、処理施設等必要事項を記入のうえ提出しているか確認すること。
- (注8) 建設リサイクル法第9条に該当する工事(①建築物の解体:80㎡以上、②建築物の新築・増築:500㎡以上、③建築物の修繕・模様替<リフォーム等>:1億円以上、④その他の工作物に関する工事<土木工事等>:500万円以上)である場合、工事の内容等必要事項を記入のうえ、工事に着手する7日前までに管内窓口へ提出しているか確認すること。
- (注9) 建設リサイクル法第12条において、対象建設工事請負者は第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項について説明を行う必要があるが、これを施工計画書の提出により行えるものとする。
- (注10) 積算段階のリサイクル率とは、アクションプログラムで定めているリサイクルの目標値ではなく、あくまで設計時に算出されたリサイクル率のことを指す。
積算段階のリサイクル率と比較して、施工段階のリサイクル率が-10%以上となっているか確認すること。-10%以上の場合には、リサイクル阻害要因説明書にその理由を記入しているか確認すること。

用語の説明

長崎県技術管理業務連絡協議会

公共工事の執行における提言や、設計積算及び研修等技術管理全般について円滑な推進を図るため、協議及び情報交換等を目的とする。

長崎県建設副産物対策推進分科会

建設工事の円滑な推進を図るため、建設副産物の情報の収集提供、利用・活用調整、その他必要な協議調整を行うことを目的とする。

長崎県建設副産物対策推進分科会推進部会

公共建設工事の実施に伴い、派生的に生ずる建設発生土や建設副産物の利用を促進し、公共建設工事の円滑な推進を図るために必要な協議、情報の収集提供、利用・活用調整等を行うことを目的とする。

長崎県建設副産物対策推進分科会利用調整ブロック会議

公共建設工事の円滑な推進を図るため、各土木事務所管内の建設副産物の情報の収集提供、利用調整その他必要な協議調整を行うことを目的とする。

長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム評価委員会（仮称）

アクションプログラムにおいて定められた、建設リサイクル推進に対する具体的施策の実施、目標の達成に関する評価・見直しを行うことを目的とする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

（平成12年法律第104号、平成12年5月公布）

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）について、その分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったもの、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

建設リサイクル法

第6条（発注者の責務）

発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。

第 10 条（対象建設工事の届出等）

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の 7 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第 2 項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 7 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

第 11 条（国等に関する特例）

国の機関又は地方公共団体は、前条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第 12 条（対象建設工事の届出に係る事項の説明等）

対象建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第 10 条第 1 項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第 10 条第 1 項の規定により届け出られた事項（同条第 2 項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの）を告げなければならない。

第 13 条（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

対象建設工事の請負契約（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。次項において同じ。）の当事者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

第 18 条（発注者への報告等）

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。